

18歳年度末
まで

令和5年12月1日から



松山市子ども医療費助成 対象年齢を拡大します



- * 0歳から18歳到達年度の3月31日までが対象
- * 入院・通院の医療費（保険診療による自己負担額）の窓口での支払は不要
- * 所得制限や一部自己負担なし



🐶 対象の子ども 🐱

健康保険に加入している子ども
(18歳到達年度の3月31日まで)

- ※松山市に住民登録があること。
助成対象者は子どもの保護者など。
- ※保護者などとは、松山市に住民登録があり、子どもを現に監護する者。
保護者などの養育者のいない子どもでも必要と認める場合、子どもが助成対象者となります。
- ※生活保護、ひとり親、重度心身障害者医療など、他の制度によって既に医療費が助成されている場合は、今の制度で引き続き助成します。

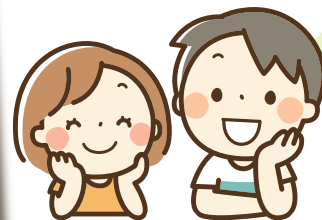
🐶 対象になる医療 🐱

保険診療による入院・通院の自己負担分
医科、歯科、薬局、柔整、訪問看護、
鍼灸など

※高額な医療費になる時には、限度額適用認定証の
手続きを忘れずをお願いします。

うすむらさき色の 受給資格証を交付します

子ども医療費受給資格証		
公費負担者番号	82380015	
受給者番号	5123456	
有効期限	〇年〇月〇日	
住所	松山市二番町〇丁目〇番地〇	
	子ども氏名	こども 花子
生年月日	〇年〇月〇日	女
該当年月日	〇年〇月〇日	
発行機関名 及び印	松山市二番町4丁目7番地2 愛媛県松山市	
交付年月日	〇年〇月〇日	



※現在、オレンジ色の受給資格証をお持ちの子どもにも、有効期限を延長したうすむらさき色の受給資格証を交付します。

※令和5年12月1日から使用できます。
オレンジ色の受給資格証の使用期限は令和5年11月30日までです。
12月以降処分してください。

こんな時は届出・申請を

- * 住所や氏名、健康保険証が変わったときは必ず届け出てください。
- * 高額な医療費が見込まれる時には、加入している健康保険組合にて限度額適用認定証の手続きを忘れずをお願いします。
- * 県外では使用できませんが、助成の対象になります。一旦自己負担額を支払い、後日、市役所や支所などで払い戻しの手続きをしてください。領収書・診療明細書などをお忘れなくお持ちください。
- * マイナンバーカードをお持ちの方は、医療費助成に関する手続きの一部を電子申請で行うことができます。詳しくはホームページをご覧ください。

学校などでけがをしたとき



学校や保育園など(授業中や部活動、登下校中など)でけがをした場合、日本スポーツ振興センターの災害共済給付金が優先されます。受給資格証は、使用しないでください。

子ども医療電話相談

急に子どもの体調が悪くなったときにどう対処すればいいのか、家庭での応急処置について医師・看護師がアドバイスします。



短縮ダイヤル **#8000**

ダイヤル回線・IP電話からは
089-913-2777

利用できる
時間

平日 19:00 ~ 翌朝 8:00
土曜 13:00 ~ 翌朝 8:00
日・祝 8:00 ~ 翌朝 8:00

他の公費制度に該当する場合



他の公費制度(養育医療・育成医療・小児慢性特定疾病医療など)が優先され、自己負担が生じる場合は、医療費助成の対象です。該当する制度の受給者証と医療費受給資格証と一緒に提示してください。

えひめ救急電話相談

ご自身や家族が病気、ケガをしたときに救急車を呼ぶべきか、すぐに病院を受診した方が良いかなどについて医師・看護師がアドバイスします。

短縮ダイヤル **#7119**

ダイヤル回線・IP電話からは、
089-909-9935

利用できる
時間

365日24時間対応

※緊急時はためらわず119番通報してください

交通事故などでけがをしたとき

交通事故など第三者行為による傷病で診察を受ける場合は、速やかに市と加入している健康保険組合に届け出てください。手続きをすれば、原則、相手側が負担すべき医療費を医療助成の受給資格証で一時的に立て替えることができます。

ジェネリック医薬品の利用



新薬と同等の効き目で価格の安いジェネリック医薬品を利用すると、医療費が抑えられ、医療費助成制度を継続できます。ご利用をお願いします。

救急医療の正しい利用のお願い

医療はみんなの資源です!



本当に必要とする人が安心して救急医療を受けられるよう正しい利用をお願いします。何でも相談できる「かかりつけ医」を持ち、早めの受診を心掛けましょう。

お問い合わせは

松山市役所 子育て支援課 医療助成担当 ☎ 089-948-6888

詳しくはHPをご覧ください

松山市 子ども医療

検索

